

憲法 Chapter 1

Date

/

Date

/

Date

/



憲法の内容等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 ポツダム宣言8項には、「日本国ノ主権ハ、本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とあるが、ここにいう「主権」は、国政の最高の決定権としての主権という意味で使われている。
- 2 日本国憲法前文には、「政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」とあるが、ここにいう「主権」は、国家権力そのもの（統治権）という意味で使われている。
- 3 日本国憲法前文には、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあるが、ここにいう「主権」とは、国家権力の最高独立性を意味する。
- 4 日本国憲法前文より、「国民主権の原理は、国政が国民の厳粛な信託によるものであることを意味する。」と解されるが、ここにいう「主権」は、国政についての最高決定権という意味で使われている。
- 5 日本国憲法99条は、「国民、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と規定している。

正解

4

[憲法総論] 憲法の概念等

1 妥当でない

主権概念は多義的であり、①国家権力そのもの（統治権）、②国家権力の属性としての最高独立性、③国政についての最高決定権、の3種類の意味に用いられる。ポツダム宣言8項の「主権」は、①国家権力そのものという意味で用いられている。

2 妥当でない

主権の意味については、肢1の解説のとおりである。本肢の「主権」は、②国家権力の属性としての最高独立性という意味で使われている。

3 妥当でない

主権の意味については、肢1の解説のとおりである。本肢の「主権」は、国の政治のあり方を最終的に決定する力という意味であり、③国政についての最高決定権という意味で用いられている。

4 妥当である

主権の意味については、肢1の解説のとおりである。本肢の「主権」は、国の政治のあり方を最終的に決定する力という意味であり、③国政についての最高決定権という意味で使われている。

5 妥当でない

本肢は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という憲法99条を基礎としているが、本来の条文にはない「国民」という文言が付加されている。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。